

圧縮記帳とは？ ～設備投資を支援する税務上の制度～

1. 圧縮記帳とは

会社が設備や建物などの固定資産を取得する際に、国や地方公共団体から補助金を受け取ったり、災害などによる保険金を受け取ったりすることがあります。通常、これらの補助金や保険金は会社の収益として計上されるため、その年度の利益が大きくなるとともに、法人税の負担が増える場合があります。

圧縮記帳は、このような場合に一定の要件を満たすことで、固定資産の帳簿価額を減額し、その年度の税負担を調整できる制度です。

通常（圧縮記帳なし）	圧縮記帳あり
補助金は会社の収益（益金）として計上	固定資産の帳簿価額を減額
↓	↓
その事業年度の利益が増加	その事業年度の利益を抑えられる
↓	↓
法人税も増加	法人税も抑えられる

2. 圧縮記帳の考え方

圧縮記帳は、補助金などによって一時的に利益が増えたように見える状況を調整し、設備投資に対する税負担を平準化することを目的としています。そのため、補助金などを受け取った年度の税負担は軽減されますが、その代わりに固定資産の取得価額が小さくなるため、翌年度以降の減価償却費も少なくなります。つまり、圧縮記帳は税金が免除される制度ではなく、税金を支払う時期を将来へ繰り延べる制度といえます。

3. 会計処理の流れ（具体例）

圧縮記帳には直接減額方式（損金経理方式）と積立金方式（剰余金処分方式）の2つの方法があります。どちらを選択しても税務上の効果は同じです。一般的に、シンプルで管理しやすい直接減額方式は中小企業で採用されることが多いです。



今回は、直接減額方式（損金経理による方法）による会計処理について説明します。

【設例】

ソフトウェア購入に際し、国庫補助金の申請を行った。今回購入したソフトウェアは1,000万円（定額法、耐用年数5年）である。その後、国庫補助金の申請が承認され、350万円入金された。

【会計処理】

（単位：万円）

	通常（圧縮記帳なし）	直接減額方式
資産購入時	ソフトウェア 1,000 / 現金預金 1,000	ソフトウェア 1,000 / 現金預金 1,000
補助金受給時	現金預金 350 / 補助金収入 350	現金預金 350 / 国庫補助金受贈益 350
圧縮適用時	—	固定資産圧縮損 350 / ソフトウェア 350
1 年目	減価償却費 200 / ソフトウェア 200	減価償却費 130 / ソフトウェア 130
2 年目	減価償却費 200 / ソフトウェア 200	減価償却費 130 / ソフトウェア 130
	}	}
5 年目	減価償却費 200 / ソフトウェア 200	減価償却費 130 / ソフトウェア 130

4. 法人税申告書上での取り扱い

圧縮記帳を適用した場合は、会計処理だけでなく、法人税申告書にもその内容を反映します。また、固定資産の取得価額が圧縮されるため、その後の減価償却費についても、圧縮後の取得価額をもとに計算することになります。圧縮記帳をした際は、法人税申告書の「別表13(1)」を添付して提出する必要があります。原則としてこの書類がないと圧縮記帳は認められません。



5. おわりに

設備投資を検討する際は、補助金の金額だけで判断するのではなく、将来の減価償却費や資金繰り、税負担まで含めた長期的な視点で判断することが重要です。補助金を最大限活用するためにも、申請前や設備取得前の段階から税理士などの専門家へ相談し、自社に適した処理方法を検討することをおすすめします。